

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

はあと訪問看護ステーションでは、医療 DX を推進し、質の高い訪問看護を提供するため、厚生労働省が定める施設基準に基づき、訪問看護医療 DX 情報活用加算を算定しております。

■ 算定内容

項目	金額
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円（月 1 回）

対象：医療保険で訪問看護療養費を算定する利用者様

■ 厚生労働省が定める施設基準

「訪問看護医療 DX 情報活用加算」の算定にあたっては、厚生労働省が定める施設基準に基づき、以下の体制を整備しています。

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用について、電子情報処理組織を使用した請求を行っていること。
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を有していること。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び、質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 上記の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。

■ 資格情報の取り扱いについて

- 当ステーションでは、オンライン資格確認等システムを利用して、利用者の資格情報、診療情報、薬剤情報等を取得・活用する場合、利用者ご本人の同意に基づいて行います。
- 利用者ご本人の同意なく、資格情報、診療情報、薬剤情報等を取得・活用することはありません。
- 取得した情報は、利用者の状態を適切に把握し、より質の高い訪問看護を提供するために必要な範囲で活用します。

■ 個人情報の取り扱い

個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、オンライン資格確認等により取得した診療情報・薬剤情報等は、利用者様の同意のもと訪問看護の提供に必要な範囲で活用し、適切に管理いたします。